

本人通知制度の概要

1 制度の概要

住民票の写しや戸籍謄抄本、戸籍の附票の写しなどの不正取得による個人情報の不正利用や権利侵害の抑止を目的として、第三者へ交付した事実を本人に通知する制度である。事後の通知となるため不正取得を未然に防止できるものではないが、本人が必要な対応をとる契機となるとともに、抑止効果が期待できる。

なお、この本人通知制度には、「不正取得通知型」と「事前登録型」の2つの方法があり、本市では現在、不正取得が確認された場合に通知する「不正取得通知型」を採用している。

※本人通知制度は法令で義務づけられた制度ではなく、各自治体が任意に実施している制度である。

2 本人通知の方法と課題

方 法	課 題
【不正取得通知型】 <u>不正取得が判明した場合(裁判所の判決・国または県などの関係機関からの通知により不正取得が確認された場合)、本人に通知する。</u>	・不正の事実が発覚してからの通知となるため、証明書の交付から時間が経過しており本人が迅速な対応をとれない。 ・交付請求書の保存年限が経過したものは、不正取得の事実の確認ができない。 ・登録は不要で、全市民を対象とした制度。
【事前登録型】 <u>あらかじめ登録している方が住民票の写し等を第三者に交付した場合に、登録者に通知する。</u>	・正当な権限に基づく請求であっても通知対象となるため第三者請求との関係を含め、制度設計には慎重な整理が必要。 ※財産保全や強制執行等の手続を弁護士等が行う場合、債務者等に事前に知らせることになる ・あらかじめ登録している方のみが通知対象である。

※出典：H21.12住民票等の不正取得等に係る本人通知制度に関する研究報告書(福岡県戸籍住民基本台帳事務協議会)